

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主をはじめすべての利害関係者にとっての企業価値を最大化するための透明かつ公正なガバナンス体制を構築することにあります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
クリエイト従業員持株会	759,174	19.13
クリエイト取引先持株会	724,200	18.25
福井 道夫	511,100	12.88
福井 珠樹	259,100	6.53
高木 敏幸	132,080	3.33
坂本 義一	120,300	3.03
新田 忠彦	118,600	2.99
田村 俊照	118,000	2.97
新東鑄造株式会社	62,400	1.57
相澤 國男	56,800	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

上記のほかに当社所有の自己株式74,458株(1.88%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3 月
-----	-----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、相互に連携をとりながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう随時情報、意見の交換及び指摘事項の共有化を行い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

監査役と社長直轄の内部監査部門である内部監査部は、相互に連携をとりながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう随時情報、意見の交換及び指摘事項の共有化を行い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐野 正幸	弁護士													○
山田 一彦	税理士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野 正幸	○	――	弁護士としての専門知識を活かし、公正中立的な立場から取締役の監視とともに提言・助言をいただくために選任しております。 また、一般株主との利益相反のおそれはないため、独立役員に指定しております。
山田 一彦		――	税理士としての専門知識を活かし、公正中立的な立場から取締役の監視とともに提言・助言をいただくために選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしていませんが、役員賞与については、業績を勘案して実施しております。
また、役員の報酬と株主価値との連動性を高める観点から、平成20年7月より、取締役報酬の一部に株価連動型報酬(株式取得型報酬)を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第67期(平成26年4月1日から平成27年3月31日)
取締役に対する報酬 5名 120,120千円
監査役に対する報酬 3名 15,360千円
(うち社外監査役に対する報酬 2名 4,800千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外監査役の専従スタッフの配置は行っておりませんが、必要に応じて内部監査部及び人事総務部が適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会による迅速な意思決定と業務執行を行い、監査役設置会社として適正に経営を監視する体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

1) 取締役会

取締役会は、取締役6名(すべて社内取締役)で構成され、定例取締役会は毎月開催し、臨時取締役会は重要な案件の発生の都度即座に開催しております。

取締役会では経営に関する重要な意思決定を行うとともに、業務執行に対する監督機能を果たしており、さらに取締役会の意思決定に基づき、営業所を統括する全国11ブロック(支店)の責任者である支店長が責任を持って業務を遂行しております。

2) 監査役会

当社は、監査役制度を採用しております。

監査役は、常勤監査役1名と社外監査役2名をおき、監査役会で定めた監査計画に従い、取締役会等重要な会議等への出席、取締役等に対する営業報告の要求、重要な管理部門及び支店での規程規則の遵守状況の調査、連結対象会社の経営状況の調査等をするなど、厳正な監査を実施しております。また、内部監査部、会計監査人の監査結果の報告を求め、検討をしております。監査結果については、適時取締役会への報告をするとともに、その後の改善処置などについて監督しております。

なお、会社と社外監査役との間には人的、資金的または取引関係その他の利害関係はありません。

3) 内部監査部

社長直轄の内部監査部(2名)が、経営方針・法令・定款・各種規程等の妥当性・効率性等について内部監査を実施し、業務の改善に向け、具体的な助言、勧告を行いつつ、問題発生を未然に防止することを行っております。

4) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は柏木忠及び池田哲雄であり、太陽有限責任監査法人に所属しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社の間には特別な利害関係はありません。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他11名であります。

5) 監査役監査、内部監査、会計監査の連携

監査役会、内部監査部及び会計監査人とは、相互に連携をとりながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう随時情報、意見の交換及び指摘事項の共有化を行い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

(2) リスク管理体制の整備状況

当社が認識する事業リスクについては、販売管理システムや与信管理システム等の社内ネットワークによる情報共有や、定例の取締役会への報告等に基づき、適切な対応を行っております。

(3) 会社のコーポレート・ガバナンス充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

1) 取締役及び監査役が出席する取締役会を毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて随時、臨時開催し、経営の基本方針その他重要事項を決定しております。

2) 上期、下期の各期スタート月に支店長以上の研修・合同会議を開催し、支店長を通じ全社員へ経営方針の伝達を行っております。

3) 定常的な業務運営上の重要事項については、支店長が出席する会議を四半期に1回開催し、進捗状況の確認及び効率的業務運営を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主をはじめすべての利害関係者にとっての企業価値を最大化するための透明かつ公正なガバナンス体制を構築することにあります。

この基本方針の下、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に経営の最優先課題と位置付けており、急速な経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制や仕組みを整備し、経営の透明性及び健全性の確保並びにアカウンタビリティの明確化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に取り組むべく、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日での開催を避けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回以上、個人投資家向けに会社説明会を開催しております。平成27年3月期は、東京において2回、大阪において2回、計4回開催しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上にIRサイトを構築し、適時開示・プレスリリース等のIRニュース、決算・財務情報、有価証券報告書等の情報を掲載しております。 http://www.cr-net.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・広報の専任部署として、経営企画部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長が繰り返し法令順守の精神を役職員に伝えることにより、その精神をあらゆる企業活動の前提とすることを周知する。また、その徹底を図るため、人事総務部においてコンプライアンスへの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部は、人事総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに人事総務部に報告することとする。報告を受けた人事総務部はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施させる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、法務担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、人事総務部において当社グループの全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。内部監査部がグループ各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に法務担当取締役及び取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社人事総務部をグループ各社全体の内部統制に関する担当部署とし、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

当社取締役及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社の内部監査部は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社人事総務部及び各部門の責任者に報告し、当社人事総務部は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部所属の職員に業務監査に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた職員はその指示に関して、取締役、内部監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、監査法人との間にそれぞれ定期的に意見交換会を設定する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社及びグループ各社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、管理本部統括のもと必要に応じて警察・顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携を図り、組織的かつ速やかに対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社及びグループ各社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、管理本部統括のもと必要に応じて警察・顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携を図り、組織的かつ速やかに対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

